

随意契約の適用基準（４４類型）

1 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号関係（６類型）

予定価格が沖縄県財務規則第１３７条の２で定める額を超えないとき

- (1) 工事又は製造の請負 ２５０万円
- (2) 財産の買入れ １６０万円
- (3) 物件の借入れ ８０万円
- (4) 財産の売払い ５０万円
- (5) 物件の貸付け ３０万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの １００万円

2 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号関係（２２類型）

契約の性質・目的が競争入札に適しないとき

- (1) 公定・額面価格により調達するものなど、競争性がないことが明らかな場合
- (2) 県の行為を秘密にする必要がある場合
- (3) 法令等により契約の相手方が特定される場合
- (4) 国又は公共団体と直接契約を締結する場合
- (5) 公共的団体と直接契約を締結する場合
- (6) 企画競争型随意契約（コンペ・プロポーザル等）による場合
- (7) 公募による場合
- (8) 契約の相手方と締結した協定、覚書その他の文書に基づき、あらかじめ契約の相手方が予定されている場合
- (9) 特定の者でなければ、契約の目的物を納入できない場合
- (10) 契約の目的物に特殊な性質があり、若しくは契約に特別の目的があることにより、特定の者でなければ納入できない場合、又は特殊の技術等を必要とする場合
- (11) 運送又は保管をさせる場合
- (12) 外国で契約をする場合
- (13) 学校、試験場などにおいて生産した物品等売払う場合
- (14) 学術又は技芸の試験研究や保護奨励を行う者に必要な物件を売払い又は貸付ける場合
- (15) 産業の保護奨励のため、必要な物件を売払い若しくは貸付け、又は生産者が

ら直接その生産物を買入れる場合

- (16) 災害等の罹災者又は救助を行う者に対し、救助に必要な物件を売払い又は貸付ける場合
- (17) 土地又は建物等を、特別の縁故のある者に売払い又は貸付ける場合
- (18) 契約の履行には、国又は公的機関が認定・付与する特別な資格と、その他の条件の両方が必要な場合で、資格要件のみを満たす者は複数存在するが、すべての条件を満たす者が1者に特定される場合
- (19) 委任又は準委任に属する契約のうち、競争により難しいものを委託する場合
- (20) 公債、債権、株券の買入れ又は売払いをする場合
- (21) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とし、契約を履行できる者が特定される場合
- (22) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等について特に精通した者に施工させる必要がある場合

3 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号関係（1類型）

社会福祉施設・就労支援施設等から物品を買入れ、又は役務の提供を受けるとき

4 地方自治法施行令第167条の2第1項第4号関係（1類型）

ベンチャー企業等が新商品として生産する物品を当該ベンチャー企業等から買入れ又は借入れるとき若しくはベンチャー企業等が行う新役務の提供を当該ベンチャー企業等から受けるとき

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号関係（1類型）

緊急の必要により入札に付すことができないとき

6 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号関係（7類型）

競争入札に付すことが不利と認められるとき

- (1) 現に履行中の契約と直接関連する契約を、契約を履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮と経費の削減を実現でき、有利となる場合
- (2) 早急に契約をしなければ、契約の目的物の在庫が払底する等の理由から、契約機会が失われ、又は著しく不利な価格で契約しなければならないこととなる場合
- (3) 買入れを必要とする物品等が多量であり、買入先を分けて調達しなければ、

価格を騰貴させるおそれがある場合

- (4) 電算システム又は設備等について、一体的な機能発揮が求められるなど密接不可分な関係にあり、同一の者にシステムや設備の維持管理等を履行させなければ、障害発生時の対処に支障を生じ、また、管理責任の所在が不明確になるなど、契約目的の達成が困難となる場合
- (5) 複数単価契約等により、競争入札に付すことができない場合
- (6) 工事の施工中、当初は予想していなかったこれに直接関連する工事の施工の必要が生じ、他の業者に行わせると資材その他の点で割高になり、不利となる場合
- (7) 一旦執行を中止した工事を、その後再び継続して施工する必要が生じた場合に、中止前に請負っていた業者以外の者に、これを施工させると不利となる場合

7 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号関係（3類型）

時価に比して著しく有利な価格で契約できるとき

- (1) 特定の者が開発し、又は導入したシステム、資機材、設備、工法等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約できるとき
- (2) 物品等の買入れに当たり、特定の者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の者が保有する同一物品の価格と比較して著しく有利な価格で契約できるとき
- (3) 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有し、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約できるとき

8 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号関係（2類型）

競争入札に付して入札者がいない、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

- (1) 入札公告、指名通知を行ったが、入札参加者がいない場合
- (2) 開札後、再度入札を実施したが、落札者がいない場合

9 地方自治法施行令第167条の2第1項第9号関係（1類型）

落札者が契約しないとき